

尾張旭市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和6年1月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 たかし

## 定例監査報告書

### 1 監査の種類

定例監査

### 2 監査の対象

企画部（企画課、秘書課・健康都市推進室、人事課、広報広聴課、情報政策課）

### 3 監査の期間

令和5年11月24日から令和5年12月26日まで

### 4 監査の方法

令和5年度（令和5年10月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

### 5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部不適切なものが次のとおり見受けられた。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

### 6 指摘事項（注意すべきもの）

- (1) 産業医業務契約において、予定価格の設定及び見積書の徴収が省略されている。尾張旭市契約規則第26条ただし書きに規定する予定価格決定の省略については、その運用について、平成2年5月16日付け総務部長通達「随意契約における予定価格決定の省略について」により、契約金額が30万円以下とされている。また、尾張旭市契約規則第25条の2ただし書きで、見積書の徴収を省略することが可能とされているが、事前の協議等により契約金額の決定が行われている場合には、見積書に代わるものとして、当該金額で合意に至っていることが確認できる書類（事前協議書や打合せ記録の写し等）を添付する必要がある。（人事課）
- (2) 産業医業務、人間ドック及び脳併用ドック委託及び職員採用試験基礎能力検査採点等業務において、随意契約の内容の公表が行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約の内容の公表を行うこととしている。（人事課）
- (3) 尾張旭市魅力伝承番組制作放送業務及び広報おわりあさひ発行業務委託において、随意契約の内容の公表が行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意

契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約の内容の公表を行うこととしている。（広報広聴課）

## 定例監査報告書

### 1 監査の種類

定例監査

### 2 監査の対象

消防本部（消防総務課、予防課、消防署）

### 3 監査の期間

令和5年11月24日から令和5年12月26日まで

### 4 監査の方法

令和5年度（令和5年10月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

### 5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。